

仲介業者様 【全保連(株)保証用 申込注意事項】

【住居】初回保証料:総賃料70%
年間保証料:1万円

【事務所】初回保証料:総賃料80%
年間保証料:10%/年(上限3万)

いつもお世話になっております。

この度は弊社管理物件へのお申込ありがとうございます。お申込頂く前に必要箇所に記入漏れがないことをご確認下さい。記入漏れがありますと審査が出来かねますのでご了承下さい。また、保証会社へご加入頂く旨を必ずご説明願います。

以下、お申込みの際はご注意願います。

- ・勤続年数・年収をご確認下さい。物件用途も必ず記入願います。
- ・勤務先電話番号も漏れなくお願いいたします。
- ・同居の方がいる場合、同居の方の情報をもれなくご記入願います。(弊社管理物件申込書も同様)
- ・申込時、保険証の提出がない方には在籍確認の電話が全保連(株)より入る旨をお伝え下さい。

- ・法人の場合、入居者欄に実入居予定者の情報を必ずご記入願います。(弊社管理物件申込書も同様)
- ・法人様での全保連での申込も緊急連絡先での審査可能です。
- ・原則、緊急連絡先で審査可能ですが、場合によっては連帯保証人様が必要になる旨をお伝え願います。

【その他】

- ・必ずWizco管理物件申込書を添付の上FAX願います。太枠内は必ずご記入願います。
 - ・住所をご記入の際は郵便番号をご記入頂くようお願いいたします。
 - ・審査時必要書類は鮮明なものを頂くようお願いいたします。
- ※弊社に不鮮明な状態で届きますと審査が出来かねますのでご注意願います。

【返信頂く書類】

①Wizco管理物件申込書、入居申込書、個人情報同意書

審査時必要書類(契約者身分証コピー(免許証又はパスポート)、保険証コピー、場合によって内定証明書)

法人の場合は会社登記簿謄本。

なお、緊急連絡先、連帯保証人様でお名前を頂いた方には弊社からも確認の電話が入る旨をお客様へ事前にお伝え願います。



株式会社ウィズコーポレーション
ウィズコ管理センター
(ウィズコ管理センター 本部)
愛知県清須市土器野145スカイフォーラム1階
TEL:052-408-0751 FAX:052-400-4031

通信欄:

お申込み書類については丁寧にご記入願います。判別しにくい文字は審査ができかねますので、宜しくお願いいたします。

申込日	年	月	日	仲介店	担当者
入居希望日	年	月	日		
物件名			号室	申込者名	
				フリガナ	
				電話番号	
敷金・保証金	償却	入居時()費	台数	車種	ペット飼育
円 ヵ月	円 ヵ月	円	台		有・無
氏名 / (フリガナ)		続柄	生年月日(西暦)		お勤め先 / 通学先
			年 月 日		
			性別 男・女 歳		携帯
			年 月 日		
			性別 男・女 歳		携帯
			年 月 日		
			性別 男・女 () 歳		携帯
			年 月 日		
			性別 男・女 () 歳		携帯

FAX

Wizco管理物件申込書
送信 052-400-4031

○必ずご記入下さい(原則、三親等以内)

□ 連帯保証人(全て記入)	※お名前	フリガナ	※男・女	※続柄	年 月 日 歳	※電話	【自宅】 【携帯】
	※住所	〒					
	お勤め先	名称	住所		電話	【連絡先】	
	職業	職種	勤続年数	年	税込年収	(約) 万円	
★ 緊急連絡先・連帯保証人の方へ 052-400-4021 から本人確認の電話が必ず入ります							

担当	管理種別	保証会社経過状況 (結果日 /)		50% 60% 70% 100% ()%	連絡先確認	Dir.承認	オーナー報告	
	一棟	1次⇒FAX(/)	2次⇒FAX(/)		1 緊急先・保証人	2	3	
	一戸	Sオ・オP・ナツ・()	全保・他()				代理印 有・無	
		承・否	承・否					
審査通知	入居確定日	LINE	カギ交換手配	契約P区画	契約書作成	契約書確認	契約書配布	契約書回収
4	5 月 日	6	鍵代 □無 □有 済 □	No.	7	8 isp更新欄確認 □	9	10
ウイズクラブFax ※コピー取ること	決済金	i-sp登録	入居前確認・ゴミ・パンプ設置 月 日 ゴミ □ パンプ □ チェックリスト記入 □	契約書返却	水道料金	水道検針	保険料 (□入金済) 月額(1,000 / 2,000 円) 共・Ch (年 円) 他社 (□証券控え)	
フリーレント () 月分家賃のみ 又は	違約金内容	年未満 ヶ月、	年未満 ヶ月	退去時費用	クリーニング費 () 円 税別・税込 () 費 () 円 税別・税込	設備 エアコン 基 照明 基 残置 ポスト 右・左 回 右・左 回 他		
条件交渉 他								

送付シール 貼付欄

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者（以下「お客様」といいます。）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」といいます。）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認ください事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1 保証会社の商号、本社所在地及び連絡先、問い合わせ窓口

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録		
本 社 所 在 地	【東京本社】東京都新宿区西新宿 1-24-1	TEL：03-6327-5840	
及 び 連 絡 先	【沖縄本社】沖縄県那覇市字天久 905 番地	TEL：098-866-4901	
問 い 合 せ	沖縄県那覇市字天久 905 番地 お客様相談室	TEL：0570-01-1083	
窓 口	受付時間：土・日・祝日・当社休業日を除く 9：00～18：00		

2 保証委託料、保証の範囲及び保証限度額

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 ※継続保証委託料は本契約書条項に記載された支払い期日までにお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。
保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」といいます。）における家賃（賃料）、共益費／管理費、駐車場料金、水道料／町（区）費、退去時の精算金など、本契約書別表記載の内容となります。
保証限度額	ご契約のプランに従って、以下の保証限度額を上限として保証いたします。 ※お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、駐車場に限り、保証会社は明渡請求訴訟提起時の滞納賃料等の金額に加え、月額賃料の10か月分相当額を上限として保証限度額を追加いたします。

3 保証プラン、保証限度額、保証委託料、口座振替サービス利用料

保証物件の用途	保 証 プ ラ ン	初回保証委託料	継続保証委託料	保 証 限 度 額	口座振替サービス利用料
住居	毎年プラン／住居用	月額賃料の70%	10,000円/年	月額賃料の24ヶ月分	500円(別途消費税等)
・保証限度額及び保証委託料の算出基準は月額賃料とし、月額賃料とは本契約締結時の月額賃料を示します。 ・口座振替サービスを利用する場合、上記記載の口座振替サービス利用料と毎月の賃料を自動引き落としによりお支払いいただきます。 なお、振替不能の場合も口座振替サービス利用料は発生いたします。					口座振替サービス振替日 毎月 27日

4 特約条項

特約条項の定めはありません。

※特約欄にあらかじめ印字されていない場合、又は手書きで文言を記載した場合、契約は有効に成立しないものとします

1001

5 保証期間及び中途解約

保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。また、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合（期間満了後の再契約を含みます。）についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。
中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社对本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。

6 求償債務等の履行及び保証事務手数料

求償債務等の履行	賃貸人からの請求に基づき保証会社は、以下の代位弁済により発生した求償権、お客様へ行使させていただきます。 ①全保連口座振替サービスを利用しない場合 お客様が、原契約の賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、賃貸人からの請求に基づき保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。 ②全保連口座振替サービスを利用する場合 お客様が、保証会社と賃貸人の間で別途定める毎月の約定期日前営業日までに預貯金口座にご入金なされていない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。
保証事務手数料	お客様は以下の場合、保証会社に対し、保証事務手数料として、1回につき2,700円(別途消費税等)をお支払いいただきます。 ①毎月の賃料等に相当する金額を振替日に全保連口座振替サービスによる振替ができなかった場合(但し、全保連口座振替サービス利用開始前又は利用停止期間中は、振替日までにお客様からのお支払いがなかった場合) ②賃貸人等からの請求に基づき賃料等を代位弁済した場合 ③保証会社が、原契約の更新料、退去時の精算金、委託支払金を賃貸人等へ代位弁済した場合

①当社より記載内容（全項目）保証のため、申込者・貴借人・運送保証人・緊急連絡先にご連絡させていただきます。また、結果等に関するご質問、お問い合わせについてもお申し込みに記載しては、当社所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合がございます。なお審査の内容。結果等に関するご質問、お問い合わせについては緊急連絡先にご連絡させていただきます。また、結果等に関するご質問、お問い合わせについてはお申し込みに記載しては、当社所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合がございます。なお審査の内容。結果等に関するご質問、お問い合わせについては

ZENHOREN_CO_LTD.20210516.03(法人・PDF版)

説明を行ったご本人が署名してください

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者（以下「お客様」といいます。）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」といいます。）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1 保証会社の商号、本社所在地及び連絡先、問い合わせ窓口					
商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録				
本社所在地及び連絡先	【東京本社】東京都新宿区西新宿 1-24-1 TEL: 03-6327-5840 【沖縄本社】沖縄県那覇市宇天久 905 番地 TEL: 098-866-4901				
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市宇天久 905 番地 お客様相談室 TEL: 0570-01-1083 受付時間: 土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00～18:00				
2 保証委託料、保証の範囲及び保証限度額					
保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 ※継続保証委託料は本契約書条項に記載された支払い期日までにお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。				
保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」といいます。）における家賃（賃料）、共益費 / 管理費、駐車場料金、水道料 / 町（区）費、退去時の精算金など、本契約書別表記載の内容となります。				
保証限度額	ご契約のプランに従って、以下の保証限度額を上限として保証いたします。 ※お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、駐車場に限り、保証会社は明渡請求訴訟提起時の滞納賃料等の金額に加え、月額賃料の10か月分相当額を上限として保証限度額を追加いたします。				
3 保証プラン、保証限度額、保証委託料、口座振替サービス利用料					
保証物件の用途	保 証 プ ラ ン	初回保証委託料	継続保証委託料	保 証 限 度 額	口座振替サービス利用料
店舗事務所	毎年プラン / 店舗・事務所	月額賃料の80%	月額賃料の10%/年	月額賃料の6ヶ月分	500円(別途消費税等)
・保証限度額及び保証委託料の算出基準は月額賃料とし、月額賃料とは本契約締結時の月額賃料を示します。 ・口座振替サービスを利用する場合、上記記載の口座振替サービス利用料と毎月の賃料を自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、振替不能の場合も口座振替サービス利用料は発生いたします。					口座振替サービス振替日 毎月 27日
4 特約条項					
【保証の範囲について】 ・賃貸借保証委託契約第5条1項及び賃貸借保証契約第3条1項別表のうち、 ③「修繕費」「ハウスクリーニング費」「残置物撤去費・ゴミ処理費」、 ⑤「解約通知義務違反による違約金・損害金」の保証限度額を以下に読み替えます。 ・③「修繕費」「ハウスクリーニング費用」「残置物撤去費用・ゴミ処理費用」：合わせて月額賃料の3か月分相当額 ・⑤「解約通知義務違反による違約金・損害金」：賃料等の2か月分相当額 ・賃貸借保証委託契約第5条1項及び賃貸借保証契約第3条1項別表のうち、⑥「早期解約による違約金・損害金」は保証対象外とします。 ・賃貸借保証委託契約第5条4項及び賃貸借保証契約第3条4項但し書きの表面「保証物件の用途」欄の記載に「店舗事務所」を追加します。					
※特約欄にあらかじめ印字されていない場合、又は手書きで文言を記載した場合、契約は有効に成立しないものとします 1457					
5 保証期間及び中途解約					
保 証 期 間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。また、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合（期間満了後の再契約を含みます。）についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。				
中 途 解 約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社の本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。				
6 求償債務等の履行及び保証事務手数料					
求償債務等の履行	賃貸人からの請求に基づき保証会社は、以下の代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。 ①全保連口座振替サービスを利用しない場合 お客様が、原契約の賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、賃貸人からの請求に基づき保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。 ②全保連口座振替サービスを利用する場合 お客様が、保証会社と賃貸人の間で別途定める毎月の約定期日前営業日までに預貯金口座にご入金されていない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。				
保 証 事 務 手 数 料	お客様は以下の場合、保証会社に対し、保証事務手数料として、1回につき 2,700 円(別途消費税等)をお支払いいただきます。 ①毎月の賃料等に相当する金額を振替日に全保連口座振替サービスによる振替ができなかった場合(但し、全保連口座振替サービス利用開始前又は利用停止期間中は、振替日までにお客様からの支払いがなかった場合) ②賃貸人等からの請求に基づき賃料等を代位弁済した場合 ③保証会社が、原契約の更新料、退去時の精算金、委託支払金を賃貸人等へ代位弁済した場合				